



島根県報

平成18年 5月30日 (火)
号外 第 85 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱 (廃棄物対策課)

告 示

島根県告示第634号

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の交付の目的等)

第2条 県は、産業廃棄物の循環的な利用を図るとともに、循環型産業の活性化を推進することを目的として、事業者が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用等に係る施設又は設備(以下「施設等」という。)を整備するために要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で施設等を設置し、又は改造するものであること。
- (2) 施設等の技術、設計等が先進性を有するものであること。
- (3) 産業廃棄物の排出抑制、減量化又は再生利用についてその効果が期待できること。
- (4) 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
- (5) 県内企業への波及効果が高いものであること。
- (6) 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されたものであること。
- (7) 廃棄物の処理又は処分を主たる目的とするものでないこと。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 県内に事務所等(事務所、事業所その他これらに準ずるもので知事が認めるものをいう。以下同じ。)を有すること。
- (2) 事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しないこと。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の対象とする事業費の額（以下「補助対象事業費」という。）は、本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。）のうち知事が必要と認める額とする。

（補助金の額）

第6条 県が交付する補助金の額は、1件当たり、補助対象事業費の2分の1以内とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（事業計画書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書の内容に変更が生じたときは、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業変更計画書（様式第2号。以下「変更計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の事業計画書又は前項の変更計画書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画を承認するものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付申請書（様式第3号）とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の変更等の承認申請）

第9条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、11月30日現在の補助事業の遂行の状況を産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助事業遂行状況報告書（様式第5号）により12月20日までに知事に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、知事は必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者が補助事業を完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金実績報告書（様式第6号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に流用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 補助事業に関し不誠実な行為があったと認められるとき。
- (5) その他この告示の規定に違反したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第14条 知事は、第8条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

附 則

この告示は、平成18年5月30日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (印)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業計画書

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付を受けたいので、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1 事業名称
- 2 事業主体
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 業種
 - (4) 現在の主たる事業の内容
 - (5) 資本金又は出資金等
- 3 事業内容
 - (1) 趣旨
 - (2) 実施場所
 - (3) 総事業費 円
 - (4) 補助金(要望)額(補助対象(見込)額×1/2) 円(円×1/2)
 - (5) 製造(処理)工程及び設備の概要(処理能力・処理方式)
 - (6) 環境対策の必要性及び措置内容(騒音、悪臭、排水対策等)
 - (7) 自己資金の調達方法
 - (8) 補助対象施設で廃棄物を扱う場合(該当する場合のみ記入)
 - ア その廃棄物の種類・量(トン/年)及びそのうち県内で排出される産業廃棄物の種類・量(トン/年)
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく業許可の有無、内容及び許可番号
 - ウ 廃棄物の収集計画(県内外の排出元の別が確認できること。)
- 4 事業効果
 - (1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る効果、中核技術、先進性(既存の技術又は事業との比較等)又は県内企業への波及効果
 - (2) 事業採算性の見通し(リサイクル製品を製造する場合は、販売計画又は利用計画)
- 5 事業実施スケジュール
 - (1) 補助事業の着手予定年月日 年 月 日
 - (2) 用地取得又は賃借開始の(予定)年月日 年 月 日
 - (3) 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
 - (4) 施設の使用開始予定年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 補助事業を実施する場所の付近の見取図
- (2) 建物等の配置図
- (3) 建物等の各階の平面図
- (4) 機械設備等の構造図
- (5) 設計計算書（物質収支及び主要設備処理能力の根拠資料）
- (6) 用地を取得したことを証する書類又は使用権原を証する書類
- (7) 法人にあっては経営状況表（別紙 1）、個人にあっては経営に関する調書（別紙 2）
- (8) 資金支出計画明細書（別紙 3）
- (9) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し（県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者においては、省略することができる。）
- (10) 納税証明書（法人にあっては事業税及び県民税、個人にあっては事業税の滞納がないことの証明）
- (11) 会社の概要がわかるもの（パンフレット等）
- (12) その他知事が必要と認める書類

別紙1

経 営 状 況 表

(法人用)

(単位：千円、%)

	第 期 年 月 日 ~ 年 月 日	第 期 年 月 日 ~ 年 月 日	第 期 年 月 日 ~ 年 月 日
売上高(A)			
経常利益(B)			
総資本(C)			
自己資本(D)			
流動資産(E)			
流動負債(F)			
総資本経常利益率 (B) / (C) × 100)			
売上高経常利益率 (B) / (A) × 100)			
自己資本比率 (D) / (C) × 100)			
流動比率 (E) / (F) × 100)			

注 1 直近3期分の財務諸表により作成してください。

2 金額は千円単位、率は小数点以下第1位までを四捨五入により記入してください。

別紙 2

経 営 に 関 す る 調 書

(個人用)

年

(単位：千円)

資 産 種 別	金 額	負 債 種 別	金 額
現金預金		買掛金	
有価証券		支払手形	
未収金		短期借入金	
売掛金		未払金	
受取手形		預り金	
土地		前受金	
建物		長期借入金	
備品		その他	
車両		負債計(B)	
その他			
資産計(A)			(A) - (B)

年

(単位：千円)

資 産 種 別	金 額	負 債 種 別	金 額
現金預金		買掛金	
有価証券		支払手形	
未収金		短期借入金	
売掛金		未払金	
受取手形		預り金	
土地		前受金	
建物		長期借入金	
備品		その他	
車両		負債計(B)	
その他			
資産計(A)			(A) - (B)

年

(単位：千円)

資 産 種 別	金 額	負 債 種 別	金 額
現金預金		買掛金	
有価証券		支払手形	
未収金		短期借入金	
売掛金		未払金	
受取手形		預り金	
土地		前受金	
建物		長期借入金	
備品		その他	
車両		負債計(B)	
その他			
資産計(A)			(A) - (B)

注 1 直近3年分について作成してください。

2 金額は千円単位、率は小数点以下第1位までを四捨五入により記入してください。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業変更計画書

下記のとおり産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業の計画を変更したいので、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 事業変更計画の内容

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付申請書

下記のとおり補助金を受けたいので、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業名称
- 2 事業の概要
 - (1) 実施場所
 - (2) 総事業費 円
 - (3) 着工予定年月日
 - (4) 完成予定年月日
- 3 交付申請額 (補助対象 (見込) 額 × 1/2) 円 (円 × 1/2)

添付書類

- 1 事業計画申請調書 (別紙 1 及び別紙 2)
- 2 その他知事が必要と認める書類

別紙 2

事業計画申請調査書 (全体計画年度割調査書)

工事種別	品目	仕様	全体計画				年度				備考		
			補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 (見込)額 (円)	補助金 (要望)額 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 (見込)額 (円)	補助金 (要望)額 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 (見込)額 (円)		補助金 (要望)額 (円)	
本工事費													
	小計												
附帯工事費													
	小計												
調査費													
	小計												
合計													

注 事業が複数年にわたる場合に添付してください。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金変更等承認申請書

下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 変更 (中止又は廃止) の理由
- 2 変更の内容 (中止又は廃止後の措置)

添付書類

- 1 提出済書類のうち変更等に関する書類 (変更前後が確認できる書類等)
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定があったこのことについて、事業が完了したので、産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 工事期間 着工
竣工

添付書類

- 1 事業計画精算調書(別紙1及び別紙2)
- 2 契約書(写)、竣工写真等
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙 2

事業計画精算調書 (全体計画年度割調書)

工事種別	品目	仕様	全体計画			年度			年度			備考	
			補助事業に 要する経費 (円)	補助対象額 (円)	補助金額 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象額 (円)	補助金額 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象額 (円)	補助金額 (円)		
本工事費													
附帯工事費													
調査費													
合計													

注 事業が複数年にわたる場合に添付してください。

様式第 7 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金請求書

年 月 日付け指令 第 号で確定通知のあったこの事業について、下記のとおり補助金の交付を
請求します。

記

請求金額 金 円

様式第8号(第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助事業消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額(補助金の額の確定通知書により通知のあった額) | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(ア) | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(イ) | 円 |
| 4 | 補助金返還額(イ) - (ア) | 円 |

備考

- 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

